

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年11月7日
事業者の氏名又は名称	有限会社えびす鳴門観光タクシー(法人番号7480002012336)(代表者 竹田忠夫)
事業者の所在地	徳島県鳴門市瀬戸町明神字板屋島60-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県鳴門市瀬戸町明神字板屋島60番地3
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和6年10月16日、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼状況の録音及び録画記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第6項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(4)運行管理者に対して法令で定められた講習を受講させていなかったこと(運輸規則第48条の4第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年11月22日
事業者の氏名又は名称	株式会社あさひ交通(法人番号5470001005302)(代表者 松本重樹)
事業者の所在地	香川県高松市国分寺町国分154番地4
営業所の名称	綾川営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡綾川町北字上ノ原1063-5
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第94条第1項、道路運送法第95条
違反行為の概要	<p>令和6年9月3日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p> <p>(2)許可内容を車体に表示していなかったこと(道路運送法第95条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。